七〇　生物学的製剤基準の一部を改正する件　二　三
七一　介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準　二　三
七二―七四　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件　五49二　三
七五　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　五49三　三
七六　診療報酬の算定方法の一部を改正する件　五49八　三
七七　基本診療料の施設基準等の一部を改正する件　五49一六五　四
七八　特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件　五49一九三　四
七九　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　五49二三　四
八〇　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　五49三六三　四
八一　訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件　五49三八〇　四
八二　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件　五49三八三　四
八三　平成二十四年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件　六50一　四
八四　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　九二　四
八五　労働安全衛生法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部を行うものとする件　一二三　五
八六　介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針　一三三　五
八七　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件　一三56三五　五
八八　指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件　一三56五七　五
八九　指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件　一三56五九　五
九〇　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件　一三56七七　五
九一　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件　一三56八九　五
九二　指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件　一三56一〇五　五
九三　厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件　一三56一〇六　五
九四　厚生労働大臣が定める一単位の単価の全部を改正する件　一三56一一三　六
九五　厚生労働大臣が定める者等の全部を改正する件　一三56一一六　六
九六　厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件　一三56一二四　六
九七　厚生労働大臣が定める施設基準の全部を改正する件　一三56一三三　六
九八　厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件　一三56一四七　六
九九　厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件　一三56一四八　六
一〇〇　厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の一部を改正する件　一三56一四八　六
一〇一　介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件　一三56一四八　六
一〇二　介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付の一部を改正する件　一三56一四九　六
一〇三　厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件　一三56一四九　六
一〇四　厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件　一三56一四九　七
一〇五　厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件　一三56一四九　七
一〇六　厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数の一部を改正する件　一三56一四九　七
一〇七　厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合の一部を改正する件　一三56一四九　七
一〇八　介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件　一三56一四九　七
一〇九　介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件　一三56一四九　七